

嘱託職員募集について

1. 採用予定人員 社会福祉協議会事務職員 1名

2. 雇用期間 令和7年5月1日又は6月1日～令和8年3月31日まで
 (業務等の必要に応じて雇用期間の更新を行い、5年以上継続雇用の場合、無期雇用への変更制度があります)

3. 業務内容 (雇入れ直後)
 社会福祉協議会における総務関係・地域福祉関係の業務
 (変更の範囲)
 社会福祉協議会の業務全般

4. 勤務地 (雇入れ直後)
 大阪狭山市社会福祉協議会 指定管理施設
 大阪狭山市今熊1-80
 (変更の範囲)
 大阪狭山市社会福祉協議会、市役所南館

5. 受験資格 次のすべての条件を有する人
 ○社会福祉協議会での就労経験がある人、又は地域福祉活動に興味がある人
 ○普通自動車運転免許(AT限定可)を取得している人
 ※社会福祉士等、福祉に関する国家資格等があれば尚可

6. 勤務条件等
 ○給与 208,400円(月額)
 このほか、通勤手当・時間外勤務手当をそれぞれの規則に応じて支給
 ○勤務時間・休日等 原則、午前9時から午後5時15分
 土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み
 ※休日に勤務する場合は、振り替え
 ○社会保険等 健康保険、厚生年金、労災・雇用保険加入
 ○その他 大阪狭山市社会福祉協議会嘱託職員就業規則によるものとする。

7. 選考方法 小論文・面接試験

○小論文については、テーマ「社会福祉協議会が行う地域福祉活動」について、
400字詰原稿用紙2枚以内を書いて下さい。

○小論文は、受験申込時に必要書類と併せて提出してください。

○小論文は、市販の原稿用紙またはパソコンからフォーマットを使っていただいても
結構です。(パソコン入力可)

8. 面接日及び場所

○日 時：令和7年4月18日（金） 午前10時～（一人20分程度）

※時間は各応募者に電話連絡します。

○場 所：大阪狭山市立心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉センター
「さつき荘」

大阪狭山市今熊1-85

9. 合否通知：面接実施後5日前後（全受験者に対し、合否にかかわらず通知します）

10. 採 用：令和7年5月1日又は6月1日 嘱託採用

※採用者は、4月25日（金）に行う入職手続きにお越し下さい。

※試用期間は、採用日より3ヶ月間

※採用後、試用期間中又は試用期間終了時に、不相当と思われる場合は、
採用を取消することがあります。

11. 受験手続

○受付期間：令和7年4月11日（金）まで

※郵送の場合は、11日（金）までに届いたものに限り受け付けます。

○提出書類：(1)履歴書(写真貼付)(2)職務経歴書(3)小論文(4)運転免許証のコピー

12. 申し込み・問い合わせ 大阪狭山市社会福祉協議会（担当：古根川・津田）

〒589-0021 大阪狭山市今熊1丁目85番地

TEL 072-367-1761